

地方版総合戦略の策定・効果検証の ための手引き

(令和5年12月版)

令和5年12月
内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局
内閣府地方創生推進室

<はじめに>	1
1. 都道府県と市町村の役割分担等.....	2
1－1 都道府県の役割	
1－2 市町村の役割	
1－3 都道府県と市町村との連携	
1－4 施策間連携・地域間連携の重要性	
2. 策定、改訂プロセス	5
2－1 策定、改訂プロセスの重要性	
2－2 住民・産官学金労言士等の参画と推進組織	
2－3 庁内における推進体制	
2－4 起草作業	
3. 地方版総合戦略の構成	8
3－1 地方版総合戦略の名称	
3－2 地方版総合戦略の期間	
3－3 全体的な構成	
3－4 国（都道府県）の総合戦略の勘案	
3－5 これまでの地方創生の取組との関係	
3－6 地域ビジョンの再構築	
3－7 目標と基本的方向	
3－8 具体的な施策	
4. 数値目標・重要業績評価指標（KPI）の設定	13
4－1 数値目標	
4－2 施策における重要業績評価指標（KPI）	
5. 戦略の対象となる政策	18
5－1 政策分野の範囲	
5－2 国の支援策の積極的な活用	
5－3 「地域経済分析システム」等の活用	
6. 総合計画等との関係	20
6－1 総合計画等と地方版総合戦略との関係	
7. PDCAサイクルの確立・運用	21
7－1 PDCAサイクル	
7－2 効果検証の重要性	
7－3 KPIの分析と取組の改善	
7－4 外部有識者の参画	

8. 地方議会との関係.....23

8-1 地方議会による議論

9. その他留意事項.....23

9-1 地方版総合戦略の早期の策定、改訂

<はじめに>

国では、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」（以下「本構想」という。）の実現に向け、デジタル技術の活用によって、地域の個性を生かしながら地方の社会課題解決や魅力向上の取組を加速化・深化することとしています。

本構想の実現を図るため、国においては、令和4年12月23日に、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、2023年度を初年度とする5か年の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（以下「総合戦略」という。）を新たに策定しました。そして、デジタル行政改革の動きや「当面の重点検討課題」（令和5年6月16日デジタル田園都市国家構想実現会議決定）に掲げた施策の進捗状況、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」などを踏まえ、今般、総合戦略を改訂し、令和5年12月26日に閣議決定されました。

総合戦略では、令和4年6月に閣議決定された「デジタル田園都市国家構想基本方針」で定めた取組の方向性に沿って、本構想が目指すべき中長期的な方向や本構想の実現に必要な施策の内容をお示ししています。

地方においては、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号。以下「法」という。）第9条及び第10条に基づき、国の総合戦略を勘案し、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）を策定するよう努めなければならぬこととされています。本構想の実現に当たっては、国と地方が連携・協力しながら推進することが必要であり、デジタル技術の浸透・進展など時宜を踏まえ、地域の個性や魅力を生かした地域ビジョン（地域が目指すべき理想像）を再構築した上で、地方版総合戦略の策定、改訂に努めていただく必要があります。

この手引きは、平成27年1月に策定され、令和4年12月に改訂したものを、総合戦略の改訂を踏まえ、地方版総合戦略の策定、改訂や同戦略についての効果検証がより一層進展することとなるよう改訂したものです。各地方公共団体において、地方版総合戦略の策定、改訂及び効果検証にご活用ください。

最後に、本手引きは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づき、地方公共団体の参考となるよう留意事項を示しているものです。本手引きにおいて示していない事項や、示している内容と異なる手法等により、地域の判断で取り組んでいただくことはもとより可能です。

1. 都道府県と市町村の役割分担等

1-1 都道府県の役割

① 広域的な施策等

都道府県には、市町村を包括する広域の地方公共団体として、広域にわたる施策や基盤的な施策を中心として地方版総合戦略に盛り込み、実施することが期待されます。

- 例) ・地域産業のイノベーション創出促進
・スマート農業技術の開発・普及の推進
・企業の地方移転等の促進
・大学等と連携した修学・就業の促進
・新たなモビリティやMaaSの普及による公共交通の利便性向上
・光ファイバ、5G等のデジタルインフラの整備・活用の促進
・デジタル人材の地域への還流促進

② 市町村との連絡調整・支援

地方版総合戦略は全市町村に対して策定を努力義務としていることから、都道府県には、市町村間の取組に関する連絡調整や、小規模市町村への支援を行うことが期待されます。

- 例) A県：県庁と地方事務所に「市町村支援総合窓口」を設置し、市町村の戦略策定・実施を支援
B県：市町村の状況を社会移動でタイプ分けし、タイプごとに必要な施策を情報提供
C県：県版の市町村コンシェルジュ・市町村応援コーディネーターを任命

1-2 市町村の役割

① 地域の特色や地域資源を生かした住民に身近な施策

市町村には、基礎的な地方公共団体として、地域の特色や地域資源を生かし、住民に身近な施策を幅広く地方版総合戦略に盛り込み、実施することが期待されます。

- 例) ・創業支援・起業家教育
・サテライトオフィスの推進
・関係人口の創出・拡大
・ICTを活用した医療・教育体制の整備
・デジタル技術を活用した防災・減災対策
・小さな拠点（多世代交流・多機能型）の整備

【特徴的事例①】

<福島県南会津町>

「関係人口」に着目し、新たな人の流れをつくるため、和太鼓や藍染めなどの地域資源を首都圏やアジア圏の企業の研修ツールとして活用してもらうチームビルディングツーリズムを総合戦略に盛り込み、関係団体と連携して、継続して町に訪れてもらう仕掛けづくりを行う。

【特徴的事例②】

<富山県上市町>

人口減少に歯止めをかけるため、地場産野菜等の定期便を商品化し、町内の特産品販売所を拠点として EC サイトを通じて販売を行う実証実験を行うとともに、サテライトオフィスの誘致、起業や事業承継を推進し、地域の所得向上と雇用拡大に取り組む。

② 市町村間連携

広域観光や関係人口の創出・拡大等の個別の施策における複数市町村間の連携のほか、定住自立圏や連携中枢都市圏といった圏域設定を行った取組等、市町村連携（他の都道府県の市町村との連携を含む。）に関する施策に積極的に取り組むことが期待されます。

さらに、経済面、文化面、地理的状況等の観点から一体性・関係性のある広域圏（上述の定住自立圏や連携中枢都市圏等）においては、効率的かつ効果的な行政運営の確保を図ること等を考慮し、複数の市町村が共同して地方版総合戦略を策定することも考えられます。

【特徴的事例①】

<奄美大島>

生活圏域、経済圏域を一とする奄美大島内 5 市町村（奄美市・大和村・宇検村・瀬戸内町・龍郷町）が広域的に連携し、島内が一体となって地方創生に取り組むため「奄美大島人口ビジョン」及び「奄美大島総合戦略」を共同で策定。

【特徴的事例②】

<愛知県新城市>

ドローン・エアモビリティに関する新産業の集積をはじめとする地域経済の活性化及び地域課題の解決に向け、隣接する豊川市と共に「東三河ドローン・リバー構想推進協議会」を設立し、地元を中心とした企業とともにドローンに関する実証実験の運営や関連製品の開発、普及啓発のためのシンポジウムの開催等に取り組む。

1 – 3 都道府県と市町村との連携

都道府県と市町村の役割分担は上述のとおりですが、都道府県と市町村の間で、地方版総合戦略の策定段階において都道府県が調整機能を発揮し、目標設定や施策の方向性について整合性を取ることが期待されます。これは、地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図る観点から重要であると考えられます。なお、都道府県と市町村の調整を図る方法としては、都道府県の推進組織（2－2 参照）に市町村が参画したり、都道府県と市町村の連絡調整の場を設けるなどが考えられます。

例) 移住促進施策 :

- | | |
|--------|--|
| 都道府県 → | ・移住希望者と就職先企業をマッチングするサイトの管理・運営、大都市圏での情報発信 |
| 市町村 → | ・上記サイトに掲載する企業の募集、移住者向け住宅等の受け入れ環境整備 |

【特徴的事例①】

<高知県・高知県内市町村>

県内 34 市町村で「れんけいこうち広域都市圏」を形成し、県の総合戦略・産業振興計画等の KPI を参考に、「れんけいこうち広域都市圏」の KPI を設定。県の支援を受けながら、「れんけいこうち広域都市圏ビジョン」に基づき、全市町村が連携して二段階移住 PR・推進事業などを実施し、圏域の活性化及び人口減少の課題克服に取り組む。

【特徴的事例②】

<岐阜県>

デジタル技術を活用して地域課題の解決を図るために、市町村から地域課題を募集し、選定した課題（2 地域）それぞれについて、県と市町村を中心に、地域の関係者やコーディネーター、有識者等が参画する枠組みを構築。課題解決に向けたプロジェクト策定を目指す。

1 – 4 施策間連携・地域間連携の重要性

国の総合戦略においては、地方における地域ビジョン（地域が目指すべき理想像）（3－6 参照）の実現を総合的・効果的に支援する観点から、必要な施策間の連携をこれまで以上に強化し、地方の自主的・主体的な取組を支援するとともに、同様の社会課題を抱える複数の地方公共団体が連携して、効果的かつ効率的に課題解決に取り組むことができるよう、地域間連携の在り方や推進策を提示しています。

① 施策間連携の重要性

複数の施策を相互に関連付けて実施することで、より効果的に課題解決を図ることができます。そのため、地域の実情や資源等を踏まえて、国等の支援を組み合わせて有効に活用していくことが重要です。

② 地域間連携の重要性

複数の地方公共団体においては、解決すべき社会課題や目指す地域ビジョン（地域が目指すべき理想像）が共通する地域も存在することから、単独で取り組むよりも、同様の社会課題を抱える複数の地方公共団体が連携して、効果的かつ効率的に課題解決に取り組むことが重要です。

地域間連携を推進する上では、既に地域的な一体感が醸成されている連携中枢都市圏や定住自立圏において、デジタルの力を活用した取組の充実を通じ、圏域の更なる発展に向けて取組内容を深化させることが重要です。

国としても、地域間連携の先駆的なモデルとなり得る事業の推進や好事例の横展開を図るため、デジタル田園都市国家構想交付金による支援を行うなど、事業の採択や地域の選定等を行う際に、地域間連携を行う取組を評価・支援するとともに、優良事例の周知を図ることとしています。

加えて、地理的に離れている複数の地方公共団体間でデータ連携・共有を図る事例も生まれてきているところであり、こうしたデジタルの力を活用することで、地理的な連帯性に捉われない地域間連携も可能になります。

また、施策間連携を行う地方公共団体同士が連携することで、効果の高い取組をさらに効率的に実施することが可能となることから、施策間連携と地域間連携を同時に進めることで施策効果が高まることも期待されます。

【特徴的事例】

＜大分都市広域圏（中心市：大分県大分市）＞

圏内の公共施設の相互利用を促進し、住民活動を支援するとともに、サービスの充実を図るため、インターネットから、圏域内の公共施設の予約案内ができる「おおいた公共施設案内・予約システム」の共同運用に取り組む。

2. 策定、改訂プロセス

2-1 策定、改訂プロセスの重要性

地方版総合戦略の策定、改訂に当たっては、各地方公共団体自らが責任を持って社会・経済状況の変化を捉え地域ビジョン（地域が目指すべき理想像）を考える観点から、幅広い層の住民をはじめ、産業界・関係行政機関・教育機関・金融機関・労働団体・メディア・士業（産官学金労言士）等の多様な主体の参画を得るなど、地域の特性に応じた検討プロセスを経て策定を進めることができます。このような責任ある多様な主体の参画は、地方版総合戦略に基づく具体的な取組の効果を高めることにつながります。また、複数の地方公共団体において、共通の解決すべき社会課題や目指す地域ビジョン（地域が目指すべ

き理想像)が存在するという観点(1-4参照)から、行政区域を越えた広域的な連携を考慮する必要があります。

これまでの地方版総合戦略の効果検証に当たり、若者や域外の関係者が参画した事例や広域連携(市町村間、都道府県や市町村との連携等)による改訂プロセスを経た事例が見られます。地方版総合戦略の策定、改訂に当たっては、責任ある多様な主体の参画により、地方版総合戦略に基づく具体的な取組の効果を高めるためにも、策定、改訂のプロセスを重視することが求められています。

【特徴的事例①】

<静岡県>

産官学金労言士等で構成する「地方創生県民会議」に若者代表(2名)を委員として招へいし、若者の視点を踏まえた効果検証を行った。主体的に行政に参画する若者が少ないことが課題に挙げられ、「行政に興味のない若者が参加できる意見交換の場や、若者が意見を直接発表できる場を増やすことが必要」との意見が出た。

この意見を踏まえ、地方版総合戦略の改訂時には、具体的な施策には、「継続的な地域との関わりを拡大」を盛り込み、主な取組には、「若者による地域の魅力の発掘と情報発信等の支援」を追加した。

【特徴的な事例②】

<岩手県大船渡市>

市内企業・団体の関係者のみならず、出身者又は地元にゆかりのある学識経験者など、産官学金労からなる「大船渡市総合戦略推進会議」を設置し、効果検証を行った。持続可能な水産業の仕組みづくりに向けて、「付加価値を高めるためには、ブランド化や機械化、ニッチなニーズの把握等、マーケットとの連携が重要。」との意見が出た。

この意見を踏まえ、地方版総合戦略の改訂時には、水産業の稼ぐ力の強化や、域内連携による商品の高付加価値化等を盛り込むとともに、業種間連携の推進に向け、KPI(新たな水商工連携事業数)を新設した。

2-2 住民・産官学金労言士等の参画と推進組織

本構想を効果的・効率的に推進していくためには、住民、NPO、関係団体や民間事業者等の参加・協力が重要です。このため、地方版総合戦略は、幅広い層の住民をはじめ、産業界・関係行政機関・教育機関・金融機関・労働団体・メディア・士業(産官学金労言士)等で構成する推進組織でその方向性や具体案について審議・検討するなど、広く関係者の意見が反映されるようすることが重要です。

また、本構想の推進に当たり、デジタル関連の施策を実効的なものとするため、推進組織には、デジタル分野に精通する団体・有識者等に参画を求めることも重要です。

【デジタル分野の団体・有識者等の例】

- ・大学や高等専門学校等の高等教育機関
- ・情報通信技術や先端技術を専門とする企業、団体
- ・DX推進のために地方公共団体等が委嘱したアドバイザー 等

加えて、地域における若者の修学及び就業の促進は、地域の活性化のために極めて重要な課題です。「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の就学及び就業の促進に関する法律（平成30年法律第37号）」に基づき、産学官連携により、産業創生・若者雇用創出を中心とした地方創生と、地方創生に積極的な役割を果たすための組織的な大学改革の一体的な取組が進められるなど、地域の教育・研究機関が果たすべき役割は広がりを見せて います。国の総合戦略においては、地方において魅力ある学びの場を作るとともに、産学官の連携により地域の中核的産業の振興や雇用の創出を推進することの重要性も示されています。地方版総合戦略の策定・実行に当たっても、地域の将来を支える人材育成と新たな雇用の創出を担う教育・研究機関の参画は有効と考えられます。

さらに、日本商工会議所や経済同友会、全国農業協同組合中央会等の組織に係る各地域の団体をはじめ、地域金融機関や政府系金融機関等の知見等についても積極的に活用することが有効です。

各地域において設置している「地方移住に係る県民会議」や「子ども・子育て会議」、「DX推進会議」といった地方創生やデジタル技術の活用に関連する事項を議論する会議体等における議論や取組内容についても、地方版総合戦略の策定、改訂に反映させるなど、各地域における「現場の声を聴き実行する」枠組と地方版総合戦略の推進組織を有機的に連携させていくことも重要です。

なお、本構想を効果的・効率的に推進するため、できるだけ多様な主体が参画することが望ましいですが、地域の実情に応じて構成団体を検討することも差し支えありません。また、推進組織の構築に当たっては、これまでの地方版総合戦略の策定や改訂、効果検証における推進組織を継続して活用することも考えられます。

2-3 庁内における推進体制

本構想が、地域の個性を生かしながらデジタルの力によって地方創生の取組を加速化・深化させることを目的としていることを踏まえれば、地方版総合戦略の策定、改訂及び実施に当たっては、地方創生担当部局とデジタル担当部局をはじめ、庁内の各部局が連携して総合的に対応することが重要です。

2－4 起草作業

地方版総合戦略の策定に必要な調査等を民間コンサルティング企業等に委託することは差し支えありませんが、デジタルの力を活用した地方創生を実効性ある形で推進するためには、その施策を実施する地方公共団体自らが、地域ビジョン（地域が目指すべき理想像）について、主体的に考えることが必要です。このため、各地方公共団体が主体性をもって、住民や産官学金労言士等の多様な主体の参加・協力を得ながら、しっかりと議論を行った上で、地方版総合戦略の策定に取り組むことが重要であり、地方版総合戦略の起草作業自体は、多様な主体の参画を得ながら、地方公共団体自らが行うことが望まれます。

3. 地方版総合戦略の構成

3－1 地方版総合戦略の名称

地方版総合戦略の名称については、2－2で記載した推進組織等における議論を踏まえ、地域の実情に応じた名称を設定することが適切ですが、例えば以下ののような名称が考えられます。

- 例) ○○市デジタル田園都市国家構想総合戦略
○○市デジタル田園都市構想総合戦略
○○市デジタル田園都市国家構想の実現に向けたまち・ひと・しごと創生総合戦略

3－2 地方版総合戦略の期間

国の総合戦略の期間が令和5年度～令和9年度の5か年となっていることから、地方版総合戦略の期間も国の総合戦略の期間を勘案して設定するよう努めてください。ただし、地域の実情に応じた期間を設定することも差し支えありません。

3－3 全体的な構成

地方版総合戦略は、法第9条及び第10条に基づき策定されるものです。当該条文では、地方版総合戦略の内容として、それぞれ第2項第1号～第3号で、①目標、②講すべき施策に関する基本的方向、③講すべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項を規定しています。

○まち・ひと・しごと創生法（抄）

（都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略）

第九条（略）

2 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
- 二 都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が講すべき施策に関する基本的方向
- 三 前二号に掲げるもののほか、都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が講すべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3（略）

（市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略）

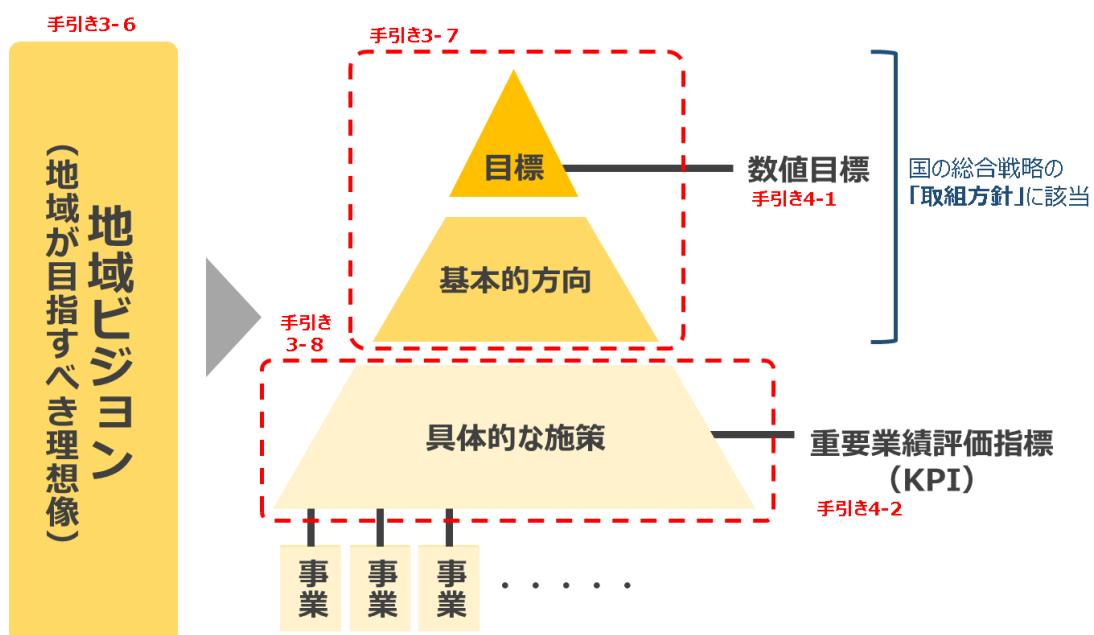
第十条（略）

2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
- 二 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講すべき施策に関する基本的方向
- 三 前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講すべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3（略）

（参考）全体的な構成イメージ ※詳細な記載例はP17参照



3－4 国（都道府県）の総合戦略の勘案

都道府県が地方版総合戦略を策定、改訂するに当たっては、法第9条の規定により、国の総合戦略を勘案するよう努める必要があります。国の総合戦略の策定、改訂に当たっては、人口の現状及び将来の見通しに関する最新の統計を踏まえ、かつ、総合戦略の実施状況を検証するための数値目標等を設定することとなっております。そのため、地方版総合戦略においても同様に、地方公共団体における人口の現状及び将来の見通しに関する最新の統計を踏まえるとともに、数値目標等を設定するよう努めることが考えられます。

市町村の地方版総合戦略は、法第10条の規定により、国の総合戦略に加えて、都道府県の地方版総合戦略も勘案の上、策定、改訂するよう努める必要があります。都道府県が地方版総合戦略を策定、改訂する前に、市町村が先行して地方版総合戦略を策定、改訂することも差し支えありません。

なお、地方公共団体における人口の現状及び将来の見通しに関する統計としては、総務省「国勢調査」や国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」、地方公共団体において行われている、地域の実情に応じた将来人口推計等が考えられます。国としては、2024年半ばまでに、人口動向分析・将来人口推計についての基礎データ、分析項目、分析例等の情報を提供する予定です。

3－5 これまでの地方創生の取組との関係

これまで様々な地域の社会課題解決・魅力向上に向けた取組が行われており、地域活性化につながった事例も数多く存在することから、今後はこうした流れをデジタルの力を活用して継承・発展させていくことが肝要です。また、本構想の実現に当たっては、これまでの地方創生の各種取組についても、全国で取り組まれてきた中で蓄積された成果や知見に基づき、改善を加えながら推進していくことが重要です。

3－6 地域ビジョンの再構築

国においては、本構想の実現に向けた取組を円滑に進めるため、法に基づく枠組みを有効に活用していくこととしています。地域においても、それぞれが抱える社会課題の解決を図るため、自らの地域ビジョン（地域が目指すべき理想像）を再構築した上で、地方版総合戦略を改訂するよう努め、同戦略に基づく具体的な地方活性化の取組を果敢に推進することが重要です。取組の推進に当たっては、国の総合戦略で例示されているモデル地域ビジョンや重要施策分野（以下を参照）も参考にしつつ、地域の個性や魅力を生かした地域ビジョン（地域が目指すべき理想像）を地方版総合戦略に記載するよう努めてください。

○モデル地域ビジョンの例

【スマートシティ・スーパーシティ】

多様な分野に跨るデータ連携基盤の構築など、デジタル技術を活用して市民生活の質、都市活動の効率性の向上等地域の抱える様々な社会課題を高度に解決することにより、新たな価値の創出や持続可能な地域づくり・まちづくりの実現を図る地域。

【「デジ活」中山間地域】

中山間地域等において基幹産業である農林水産業の「仕事づくり」を軸として、教育、文化、医療・福祉等様々な産業分野と連携しながら、地域資源やデジタル技術を活用しつつ、社会課題解決・地域活性化に取り組む地域。

【大学を核とした産学官協創都市】

地方大学を拠点とした産学官連携を進め、大学発のイノベーションの創出やその社会実装に取り組む地域。

【SDGs未来都市】

経済・社会・環境の三側面を統合した SDGs を原動力として地方創生に係る取組を行い、政策の全体最適化や地域の社会課題解決の加速化を図る地域。

【脱炭素先行地域】

民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴う CO₂ 排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてその他の温室効果ガス排出削減も地域特性に応じて実施する地域。

○重要施策分野の例

【地域交通のリ・デザイン】

MaaS 等のデジタル技術の活用や AI オンデマンド交通等により、持続可能性と利便性の高い地域公共交通ネットワークを再構築し、移動の利便性の向上や外出機会の創出等を図る。

【地方創生スタートアップ】

地域における課題を解決し、地域発のイノベーションを創発するスタートアップを生み出す「スタートアップ・エコシステム」を核に、地方創生を推進する。

【地方創生テレワーク】

テレワークに関する課題を克服しつつ、活力ある地域づくりにつながる地方創生テレワークの導入・定着を一層推進する。

【地方公共団体間の連携によることども政策】

医療と母子保健の連携などども政策に関する分野横断的な関係者間の連携や、市区町村の垣根を越えて広域的に連携して行う結婚、子育てに関する取組を通じて、人口減少や少子化の抑制の取組を加速化する。

【教育 DX】

教育を中心に据え、DX 等を通じ魅力的な教育を展開することで地域の活性化に取り組む。

【住民に身近な場所を活用した遠隔医療】

高齢化が進む一方で医療資源やサービス提供人材が不足する地域でも、住民が安心して暮らし続けるために、身近な場所での遠隔医療の受診を可能にするなど必要な医療サービスを享受できる体制を整備する。

【多様な暮らし方を支える人間中心のコンパクトなまちづくり】

多様な暮らし方を支える人間中心のまちづくりを実現し、持続可能な都市を形成するため、立地適正化計画の実効性向上や都市機能の高度化等、コンパクトでゆとりとにぎわいのあるまちづくりに取り組む。

【観光 DX】

デジタル技術を活用し、近接する地域間、同様の観光資源を有する地域間での連携を促進し、旅行者が周遊するエリアの拡大による滞在期間の長期化、相互送客による旅行機会の創出等に向けて取り組む。

【デジタル技術を活用した地域防災力の向上】

デジタル技術を活用した情報収集や住民への情報提供等効果的・効率的な防災対策に取り組むとともに、被災者の支援に係る手続き等の業務のデジタル化や流域に関わるあらゆる関係者が協働した「流域治水」を推進する。

【ドローン利活用】

様々な分野においてドローンの利活用を拡大し、ドローンがより効果的に社会に貢献する未来を実現する。

このほか、各地域が掲げている構想（例：全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」）を参考とするなど、地域の実情に応じた様々な地域ビジョンを考えられます。

3－7 目標と基本的方向

各地方公共団体は、人口の現状及び将来の見通しを踏まえた上で、それぞれの地域の実情に応じながら、一定のまとまりの政策分野ごとに、地方版総合戦略の目標を設定することが適切です。各地域の社会課題解決や魅力向上を図るために、デジタルの力を活用しつつ、①地方に仕事をつくる、②人の流れをつくる、③結婚・出産・子育ての希望をかなえる、④魅力的な地域をつくるという4つの取組を特に進めていくことが求められます。

※参考

国の総合戦略では、デジタル実装の前提となる3つの取組（ハード・ソフトのデジタル基盤整備、デジタル人材の育成・確保、誰一人取り残されないための取組）を国が強力に推進し、地方のデジタル実装を下支えすることとしています。

(国の総合戦略における施策の方向)

(1) デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上

- ①地方に仕事をつくる
- ②人の流れをつくる
- ③結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ④魅力的な地域をつくる

(2) デジタル実装の基礎条件整備

- ①デジタル基盤整備
- ②デジタル人材の育成・確保
- ③誰一人取り残されないための取組

また、目標の達成に向けてどのような政策を推進していくかを、基本的方向として記述することが適切です。例えば、「地方への人の流れをつくる」という目標であれば、「地方への移住・定住を推進し、担い手の確保を図ることが求められていることを踏まえ、関係人口の創出を図る」「地方にビジネスの実践の場を形成し、多様な人材を呼び込むことが重要であることを踏まえ、サテライトオフィスなど都会と同じように仕事ができる環境の整備を推進する」などの基本的方向が考えられます。

3－8 具体的な施策

前節で設定した政策分野ごとに、それぞれの地域の実情に応じながら戦略期間（5年間）のうちに実施する施策を検討し、盛り込むことが適切です。すべてが新規の施策である必要はなく、これまでに既に実施されてきている施策であって効果の高いものが含まれていても差し支えありませんが、これまでの地方版総合戦略の効果検証を行った上、その結果を踏まえるとともに、デジタルの力を活用して取組を発展させるなど、施策の見直しを行うことが重要です。

また、国の総合戦略では、「第4章 各分野の施策の推進」において個別具体的の施策を記載していますので、施策の検討に当たっては、第4章に盛り込まれた国の施策も参考にしてください。

4. 数値目標・重要業績評価指標（KPI）の設定

4－1 数値目標

地方版総合戦略に基づき、総合的かつ計画的に推進する観点から、盛り込む政策分野ごとに戦略期間（5年間）の目標を設定することが適切です。また、目標の達成度合いを検証し、住民等への対外的な説明を可能とするためにも、行政活動そのものの結果（アウトプット）ではなく、その結果として住民にもたらされた便益（アウトカム）に関する数値目標を設定することが望まれます。

地域の実情等により、数値目標を設定することが困難である場合や適当ではないと考えられる場合には、定性的な目標を設定することが考えられますが、

国の総合戦略において実施状況に関する客観的な指標を設定していること(参考:法第8条第3項)を鑑みると、客観的な指標を定めることが適切です。

例)「○市への人の流れをつくる」の目標に係る指標の設定

<○市への移住・定着の推進>

(数値目標を設定する場合)

■東京圏からの移住者数・・・○年度に●●人

※ 定性的な目標を設定した場合には、目標の達成度合いを検証し、住民等への対外的な説明を可能とする観点から、客観的な指標として、例えば、「東京圏からの移住者数」も設定することが考えられます。

<○市とのつながりの構築>

(関係人口の創出・拡大に係る施策の目的と指標の例)

例 1

目的:○市の魅力を体験する機会の創出

指標:ワーケーションプログラムに参加した人のうち、その後も継続して○市と関わりを持っている人の割合 等

例 2

目的:地域活動の担い手不足に悩む地域の活力の向上

指標:オンラインでの関わりを含め継続的に地域活動に関与してくれる人の数又は割合 等

例 3

目的:潜在的移住・定住者の増加

指標:関係人口に係る取組による、○市ファンクラブへの登録者数の増加割合 等

※ 例えば、関係人口の創出・拡大に実際に取り組む場合には、上記の例のように、地域の実情に応じて、その達成すべき目的を明確にした上で、その達成に向けた計測可能な指標を設定することが適切です。その際、イベントの参加者数や開催数など取組数のみを指標として設定するのではなく、目標の達成度合いを検証し、住民等への対外的な説明を可能とする観点から、例1～3にあるように、関係人口と地域との関係の深化などに関する指標を設定することが考えられます。

○まち・ひと・しごと創生法（抄）

第八条（略）

2（略）

3 まち・ひと・しごと創生本部は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の案を作成するに当たっては、人口の現状及び将来の見通しを踏まえ、かつ、第十二条第二号の規定による検証に資するようまち・ひと・しごと創生総合戦略の実施状況に関する客観的な指標を設定するとともに、地方公共団体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

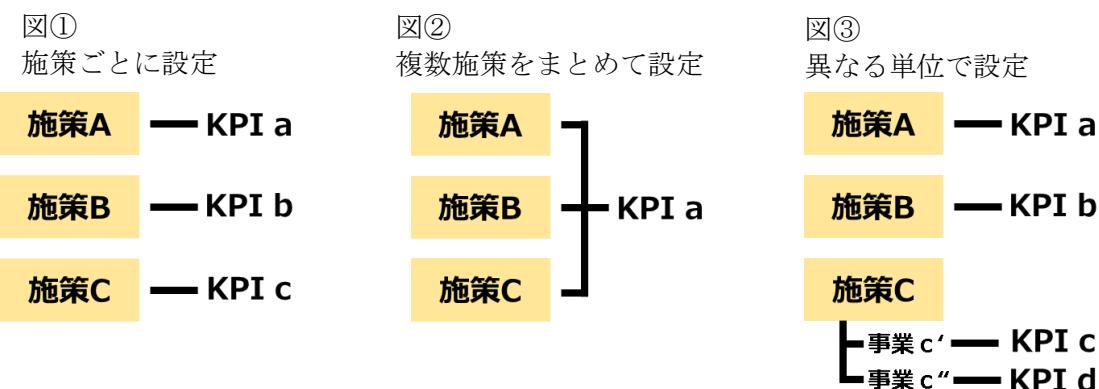
4～7（略）

4-2 施策における重要業績評価指標（KPI）

各政策分野の下に盛り込む具体的な施策については、施策の効果を客観的に検証し、住民等への対外的な説明を可能とすることで、PDCAサイクル（7-1参照）に基づく効果的な取組の推進につなげていくために、客観的な重要業績評価指標（KPI）を設定することが適切です。

設定に当たっては、それぞれについて設定すること（下図①）のほか、複数の施策の相乗効果により施策効果を発揮するものや、単独の施策では数値化が困難な施策については、複数の施策をまとめてKPIを設定（下図②）することが考えられます。

また、ある政策分野では施策ごとにKPIを設定し、他の政策分野では、事業ごとにKPIを設定する等、政策分野ごとに異なる単位でKPIを設定（下図③）すること等も考えられます。



KPIは、目標の達成度合いを検証し、住民等への対外的な説明を可能とするためにも、原則として、当該施策のアウトカムに関する指標を設定することが望まれます。なお、アウトカムに関する指標が設定できない場合には、アウトプットに関する指標を設定することも差し支えありません。

重要業績評価指標（KPI）：

Key Performance Indicator の略称。

施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標をいう。

※ 「地方創生事業実施のためのガイドライン」（令和5年3月改訂 内閣府地方創生推進事務局）には、事業の企画立案時におけるKPI設定に当たってのポイントや分野別の主なKPIの例等を記載していますので、参考としてください。

参考までに、想定されるKPIの例は以下のとおりです（3-7で述べた国の総合戦略の施策の方向ごとに記載しています）。

○想定されるKPIの例

(1) デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上

①地方に仕事をつくる

- ・キャッシュレス対応事業者数
- ・ICTを導入した養殖業経営体数
- ・地域内企業のIoT導入率
- ・スマート農業導入経営体数

②人の流れをつくる

- ・サテライトオフィス利用者数
- ・ワーケーションに対応した宿泊施設数
- ・地域内企業のテレワーク実施率
- ・オンライン関係人口数

③結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- ・母子手帳アプリ登録者数
- ・子育て支援サービスのICT導入数
- ・子育て世帯におけるオンライン手続利用率

④魅力的な地域をつくる

- ・オンライン診療導入医療機関数
- ・MaaS等を活用した地域公共交通導入数
- ・災害対策にかかるIoT技術等の導入件数

(2) デジタル実装の基礎条件整備

①デジタル基盤整備

- ・光ファイバ敷設率
- ・マイナンバーカードを活用したサービス件数

②デジタル人材の育成・確保

- ・職業訓練においてデジタル技術を学んだ人数
- ・中小企業におけるIoT技術者の養成者数
- ・地方公共団体におけるデジタル人材育成人数

③誰一人取り残さないための取組

- ・高齢者のスマートフォン普及率
- ・地域ICTクラブの活動数

以上を踏まえて、地方版総合戦略の骨格を具体的に例示すると、以下のようになります。

(例)

《本市の地域ビジョン（目指すべき理想像）》

本市には、〇〇に強みを持つ〇〇大学や特色あふれる多くの中小企業がある。本市とこれらの大学や企業等が連携することで、地域を支える人材を育成するとともに、地域産業のニーズを踏まえた研究開発により、新たな地域産業の創生や雇用の創出を図る。また、デジタル技術を活用した就労環境等も整えることで、優秀で意欲ある人材が住みたくなる・住み続けたくなる地域を目指す。そのため、本市の目指すべき理想像は、「地域内外の大学や企業等と連携し、学びと雇用の魅力があふれる産学官協創都市」とする。

《目標》本市への人の流れをつくる

- 数値目標**：・「転職なき移住」の推進による人口の社会増：5年間で〇〇人増加
・市外への転出者数：5年間で〇〇人減少

《基本的方向》

- 地方移住への関心の高まりや住む場所に捉われない働き方の一定の浸透を好機と捉え、オンラインも活用した移住セミナーの開催等による地域の魅力発信を行うとともに、どこでも同じように仕事ができるよう必要な環境整備を推進し、副業・兼業を含めた多様な形態での人材を受け入れ、本市への移住を推進する。
- 進学・就職を機に、将来の地域の担い手となる若者の市外への転出者数が多くなることを踏まえ、市内の企業や大学等の魅力を高めることにより、魅力ある学びの場と雇用を創出し、地域への定着を図る。

《具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）》

(ア)本市への移住の推進

① UIJターンによる起業・就業者創出

オンラインも活用した移住相談対応の実施や移住セミナーの開催、SNS等により移住希望者に向けて情報発信を行い、移住者数の増加を図る。

重要業績評価指標（KPI）：本市相談窓口を通じた移住者数

〇〇人（5か年分の累計）

（具体的な事業）・移住・交流相談促進事業 ・〇〇〇〇事業

② テレワーク環境の整備

サテライトオフィスの整備を行うとともに、当該施設の利用促進に向けた情報発信を行う。

重要業績評価指標（KPI）：サテライトオフィスの稼働率：〇%

（具体的な事業）・サテライトオフィス整備事業 ・〇〇〇〇事業

(イ)本市への定着の促進

① 市内の企業や大学等の魅力向上

産学官で連携し、人材育成や地域の課題解決に取り組むとともに、インナーシップや市内企業の魅力の発信・マッチングを実施することで、本市の魅力向上を図る。

重要業績評価指標（KPI）：市内高校・大学卒業生の市内就職率 〇%

（具体的な事業）・産学官連携推進事業 ・〇〇〇〇事業

目標

基本的方向

具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）

5. 戰略の対象となる政策

5-1 政策分野の範囲

地方版総合戦略は、本構想の実現に向けたものであることから、その中に盛り込むべき施策としては、「デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上」に位置付けられている①地方に仕事をつくる、②人の流れをつくる、③結婚・出産・子育ての希望をかなえる、④魅力的な地域をつくるを中心とすることが望まれます。また、国の総合戦略においては、「急激な人口減少社会に対応するため、新たにデジタル行財政改革として、利用者起点で我が国の行財政の在り方を見直し、デジタルを最大限に活用して公共サービス等の維持・強化と地域経済の活性化を図り、社会変革を実現することが必要である」ことから、「デジタル行財政改革の下、デジタル行財政改革会議における議論の進展や、『デジタル行財政改革中間とりまとめ』（令和5年12月20日デジタル行財政改革会議決定）なども踏まえつつ、規制改革を始めとする政策と連携しながら、先進事例の横展開など、一体的な推進を図ることとしており、今後地方版総合戦略に、デジタル行財政改革の動向を踏まえた取組を盛り込むことも考えられます。

ただし、各地域に固有の地域資源を活用する観点や、人口の自然増減・社会増減の現況、さらにこれまでの地方版総合戦略の成果を踏まえて、特定の分野や特定の施策をデジタルの力も活用しながら重点的に推進するなど、多様なアプローチが考えられます。

5-2 国の支援策の積極的な活用

各地域が意欲と熱意を持ち、その地域の強みや魅力を生かした取組を自主的・主体的に行なうことが重要であり、国としては、この取組を情報、人材、財政などの様々な観点で積極的に支援していきます。具体的には、地域経済分析システム（RESAS）等の「情報支援」、地方創生人材支援制度や地方創生コンシェルジュ、地方創生カレッジの「人材支援」、デジタル田園都市国家構想交付金やデジタル田園都市国家構想事業費、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）、地方拠点強化税制等の「財政支援」があります。

特に、デジタル田園都市国家構想交付金については、本構想の実現による地方の社会課題解決・魅力向上の取組を加速化・深化する観点から、地方公共団体の自主的・主体的な取組を分野横断的に支援するものです。また、企業版ふるさと納税については、企業と地方公共団体の双方にとって使いやすい仕組みとなるよう、税の軽減効果を寄附金額の最大約9割とするなど大幅な見直しを実施したほか、寄附を活用したサテライトオフィスの整備等の促進にも取り組

んでおり、企業と地方公共団体とのマッチング会や Q&A の改正によるルールの明確化を行っているところです。

地方拠点強化税制については、地方における雇用の創出を通じて地方への新たな人の流れを生み出すため、平成 27 年度から、地域再生法に基づき、地方活力向上地域等において特定業務施設（事務所、研究所、研修所）を整備する事業を地域再生計画に位置付け、当該事業に関する計画について都道府県知事の認定を受けた事業者に対し、課税の特例等の措置を講じています。令和 6 年度税制改正の大綱においては、適用期限を 2 年間延長するとともに、女性・若者・子育て世代にとって魅力ある雇用の創出に向けて、税制の対象となる事業部門に商業事業部門及びサービス事業部門の一部追加や、保育施設等の育児関連施設の対象への追加等が行われることとされています。

これらの国の支援策については、各地域の実情に応じた取組を推進するに当たって、積極的に活用してください。本構想の実現のための取組は、幅広い行政分野にわたるものであることから、1-4 でも記載したように、各種補助事業等各府省の政策・施策を効果的に活用し、戦略的に組み合わせることが重要です。

5-3 「地域経済分析システム」等の活用

地方版総合戦略の策定、改訂に当たっては、社会課題の解決を効果的・効率的に推進するため、地域経済に関するデータを活用し、各地域の強み、弱みを含めた特性を客観的に把握した上で、講じる施策の根拠付けや数値目標及び重要業績評価指標（KPI）の設定、講じた施策の効果検証を行うなど、エビデンスに基づいた政策の企画立案を行っていくこと（EBPM）が重要となります。国では、地方版総合戦略の策定、改訂における地域のデータ利活用状況のフォローアップを実施するとともに、地域のデータ利活用の推進に向けて、地域経済分析システム（RESAS）をはじめとする以下のシステム等を提供しておりますので、地方版総合戦略の策定、改訂の際には、これらのシステム等を積極的にご活用ください。

- RESAS：地域経済分析システム（<https://resas.go.jp/>）

人口動態や産業構造、人の流れなどの地域のデータを地図やグラフで分かりやすく表示することで、地域の特性を分析できるシステム。

- V-RESAS（<https://v-resas.go.jp/>）

人流、消費、飲食、事業所動向などの足もとの地域経済に関するデータをグラフで分かりやすく表示することで、リアルタイムに近い形で地域経済の健康状態（Vital signs of economy）を把握できる地域経済分析システム。

○地域課題分析ナビゲーション

データ分析の視点や流れを紹介するナビゲーション資料。地方公共団体等が地域経済に関するデータを活用する際に、データから地域の解決すべき課題を洗い出し、取り組むべき施策を検討するための参考資料として提供。

○RESAS Portal (<https://resas-portal.go.jp/>)

RESAS や V-RESAS 等の地域経済に関するデータの活用方法を案内するポータルサイト。RESAS や V-RESAS の操作方法やデータの活用事例、データ分析の視点や流れを紹介する地域課題分析ナビゲーションを掲載。

また、国の総合戦略においては、実効性のある少子化対策を総合的に推進し、各地方公共団体が、結婚・妊娠・出産・子育てに関わる地域ごとの課題を明確化し、それに応じたオーダーメイド型の取組を分野横断的に展開する「地域アプローチ」による少子化対策を推進することとされています。「少子化対策地域評価ツール」(令和4年度改訂)を活用し、部局横断的に、地域特性の分析、地域の強みや課題を踏まえた少子化対策の取組の検討等を行うことが重要です。

6. 総合計画等との関係

6-1 総合計画等と地方版総合戦略との関係

地方版総合戦略は、以下2点の理由から、基本的には単独の地方版総合戦略として策定することが適切です。

- ・地方版総合戦略と総合計画等との目的や政策範囲が一致しない。
地方版総合戦略…デジタルの力を活用した地方創生を目的とする。
総合計画等………地方公共団体の総合的な振興・発展等を目的とする。
- ・地方版総合戦略は、数値目標や重要業績評価指標（KPI）を設定することが適切だが、総合計画等においては必ずしも設定を行うものではない。

ただし、総合計画やDXの推進に関する計画（〇〇市DX推進計画など）等を見直す際に、見直し後のこれらの計画等が、デジタルの力を活用した地方創生という目的が明確であり、目標や重要業績評価指標（KPI）が設定されるなど、地方版総合戦略としての内容も備えているような場合には、これらの計画等と地方版総合戦略を一つのものとして策定することは可能です。策定、改訂に当たっては、これらの計画等の中から、デジタルの力を活用した地方創生を目的とする施策や重要業績評価指標（KPI）を抽出し、地方版総合戦略とすること等も考えられます。

なお、地方版総合戦略と総合計画等を一つのものとして策定等する場合であ

っても、法第9条及び第10条の規定により、都道府県の地方版総合戦略は国の総合戦略を勘案して、市区町村の地方版総合戦略は国の総合戦略及び都道府県の地方版総合戦略を勘案して、それぞれ定めるよう努めなければならないことにご留意ください。

7. PDCA サイクルの確立・運用

7-1 PDCA サイクル

本構想を実現するためには、これまでの地方創生の取組も含め、改善を加えながら推進していく観点から、PDCA サイクルを確立することが必要です。具体的には、まず、効果的な地方版総合戦略を策定し、着実に実施していくとともに、4.で設定した数値目標等を基に、実施した施策・事業の効果を検証し、必要に応じて地方版総合戦略を改訂するという一連のプロセスを実行していくことが考えられます。

また、PDCA サイクルに基づく効果検証の実践は、本構想の実現に向けた、より効果的な施策の推進に必要不可欠なものであり、国の総合戦略の基礎ともなっているものです。各地方公共団体においても、これまでの地方版総合戦略の効果検証を行うとともに、その結果を今後の地方版総合戦略の策定、改訂に反映し、その後も継続した PDCA サイクルの確立と運用を図ることによって、より効果的な取組の推進につなげていく必要があります。

PDCA サイクル：

Plan-Do-Check-Action の略称。

Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。Plan-Do として効果的な地方版総合戦略の策定・実施、Check として地方版総合戦略の成果の客観的な検証、Action として検証結果を踏まえた施策の見直しや地方版総合戦略の改訂を行うことが求められる。

※「地方創生事業実施のためのガイドライン」（令和5年3月改訂 内閣府地方創生推進事務局）には、PDCA の各段階において、工夫・留意すべきポイントを整理していますので、参考としてください。

7-2 効果検証の重要性

地方版総合戦略の取組を推進するに当たっては、KPI の進捗状況を確認するとともに、外部有識者を含む検証機関や議会等による検証のほか、住民からの

意見聴取等を実施して、定期的、多角的な評価を行うことが重要です。KPIが計画どおり進捗していない場合には、その要因を分析し、取組を進める中で生じている課題を具体的に把握することで、改善につなげることができます。住民、NPO、関係団体や民間事業者等の参加・協力を得るとともに、住民等への対外的な説明責任を果たす観点からすれば、進捗状況や検証結果については、ホームページ等で公表することが望されます。

仮に、地域の実情により、定期的・多角的な評価が実施できない場合であっても、少なくともKPIの進捗状況を確認し、進捗状況や検証結果をホームページ等で公表することが、住民等への対外的な説明責任を果たす観点から適切です。

さらに、評価結果を踏まえて、KPIの修正等の必要な見直しを地方版総合戦略に反映させていくことで、取組の安定的な継続及び更なる発展が促され、より効果的な地方版総合戦略の推進につながっていきます。

なお、数値目標について、定性的な目標を設定したときには、客観的な指標を定めることができます（4-1参照）が、客観的な指標を定めることができない場合には、各政策分野の下に盛り込む具体的な施策におけるKPI（4-2参照）の進捗状況等から、定性的な目標の達成状況を検証することが考えられます。

7-3 KPIの分析と取組の改善

各地方公共団体においては、これまでの地方版総合戦略の検証によって得られた、客観的数値に基づく取組の達成状況を把握するとともに、国における効果検証の手法や結果を参考にしつつ、十分な分析を行う必要があります。その結果を踏まえ、順調に進んでいる取組は一層の成果を目指し、そうでない取組は継続や廃止を含めた改善策を検討・実施することによって、より効果的・効率的に取組が推進されるよう、必要な改善等を図っていくことが重要です。

7-4 外部有識者の参画

地方版総合戦略の効果検証に際しては、その妥当性・客観性を担保すると同時に、検証を踏まえた事業の見直しの効果を高めるため、行政の中だけで行うのではなく、2-2で記載した推進組織等を活用して、外部有識者等の参画を得ることが重要です。

8. 地方議会との関係

8-1 地方議会による議論

地方版総合戦略については、議会と執行部が車の両輪となって推進することが重要であることから、各地方公共団体の議会においても、地方版総合戦略の策定段階や効果検証の段階において、十分な審議が行われるようにすることが重要です。

9. その他留意事項

9-1 地方版総合戦略の早期の策定、改訂

法第9条及び第10条の規定により、都道府県及び市町村が地方版総合戦略を策定、改訂するに当たっては、国の総合戦略を勘案するよう努める必要があります（3-4 参照）。また、地域再生法に基づき、地方版総合戦略に基づく事業であって、地域再生計画の認定を受けたものについてはデジタル田園都市国家構想交付金の地方創生推進タイプや地方創生拠点整備タイプが交付されること等を踏まえ、早期の策定、改訂に努めていただくようお願いします。